

鳥取市農業経営高度化支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市農業経営高度化支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、本市の将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体の育成と、農地整備事業経営体育成型（農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官依命通知））等による生産基盤及び生活環境の整備を一体的に行うことにより、当該経営体への農用地の利用集積を促進し、もって生産性の高い農業構造の実現を図ることを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行われる農地整備事業（以下単に「農地整備事業」という。）、農山漁村地域整備交付金実施要綱に基づいて行われる農業経営高度化支援事業（以下単に「農業経営高度化支援事業」という。）及び水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行われる農地集積促進事業（以下単に「農地集積促進事業」という。）のうち、別表1の第1欄に掲げる事業とする。

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、農地整備事業、農業経営高度化支援事業及び農地集積促進事業の実施に併せ、農用地の利用集積を促進する団体とする。

(補助金の額の算定)

第5条 本補助金は、補助対象事業に要する別表1の第3欄に掲げる経費の額に、同表の第4欄に定める率を乗じて得た額以下とし、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第6条 本補助金の交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。
2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号とする。

(着手届を要しない場合)

第7条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する場合以外のすべてに係る場合とする。

(実績報告)

第8条 本補助金の交付に係る事業は、規則第12条ただし書に規定する補助事業とし、同条に規定する実績報告書の提出を要しないものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則
(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成30年9月4日から施行し、平成30年度の補助事業から適用する。

附 則
この要綱は、平成31年4月24日から施行する。

附 則
この要綱は、令和4年1月21日から施行し、令和3年度の補助事業から適用する。

別表1（第3条、第5条関係）

1 補助対象事業	2 事業種類	3 補助対象経費	4 補助率
農業経営高度化促進事業	中心経営体農地集積促進事業	中心経営体への農用地の集積及び集約化に向けた促進支援のための生産基盤整備事業等の事業費に対する地元分担金相当額	10/10 ただし、別表2の算定式により算定された額を上限とする。

別表2

算定式		
1 農業競争力強化農地整備事業、農業水利施設保全高度化事業による場合 交付限度額＝生産基盤整備事業等の総事業費×助成割合		
区 分	助成割合	
		集約加算有
中心経営体集積率		
55%以上65%未満	0.055	0.065
65%以上75%未満	0.065	0.085
75%以上85%未満	0.075	0.105
85%以上	0.085	0.125
<p>(注1) 中心経営体集積率とは、農業競争力強化農地整備事業実施要領及び水利施設高度化支援事業実施要領に定める率をいう。</p> <p>(注2) 集約加算は、中心経営体の経営等農用地面積の80%以上を集約化する場合に適用する。</p> <p>(注3) 生産基盤整備事業等の実施期間中に交付する場合は、促進計画の流動化計画に定める目標年度までに段階的に設定された集積率の要件を満たす場合に限り、交付を受けていない前年度までの生産基盤整備事業等の事業費を交付限度額の対象とする。</p>		
2 農山漁村地域整備交付金による場合 交付限度額＝生産基盤整備事業等の総事業費×助成割合		
区 分	助成割合	
中心経営体集積率		
35%以上45%未満	0.035	
45%以上55%未満	0.045	
55%以上65%未満	0.055	
65%以上75%未満	0.065	
75%以上	0.075	
<p>(注) 中心経営体集積率とは、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙1-1第5の1(3)に定める率をいう。</p>		

様式第1号（第6条関係）

年度鳥取市農業経営高度化支援事業計画書

1 事業の目的

2 事業の内容

(1) 交付限度額

事業種類	地区名	生産基盤整備事業等の事業費(円) A	中心経営体集積率(又は高度経営体面的集積向上率)(%)	助成割合 B	交付限度額(円) $A \times B = C$
計					

(2) 補助金額の算定

交付限度額(円) C	生産基盤整備事業等の事業費(A)に対する地元分担金の額(円) D	補助金額(円)	備考

- (注) 1 A×Bには、小数点以下の端数は含まないものとする。
2 補助金額は、Cの金額とDの金額のいずれか低い金額とする。

3 添付資料

- (1) 農用地の集積を確認できる資料
(2) その他参考となるもの

様式第2号（第6条関係）

年度鳥取市農業経営高度化支援事業収支予算書

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (円)	前年度予算額 (円)	差引増減額 (円)	備 考
計				

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (円)	前年度予算額 (円)	差引増減額 (円)	備 考
計				